

○町の財政状況 一健全化法に基づく指標を公表一

概要

町の財政状況を図る目安として、毎年度、財政の健全度が測定できる5つの指標を公表しています。

これは、分かりやすい財政情報の開示と財政の早期是正機能といった観点から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」に基づき、全国の自治体が共通し実施するものです。

指標とは、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』、『将来負担比率』、『資金不足比率』の5つをいいます。

5つの指標にはそれぞれに、「これ以上になると早期に財政の健全化を図る必要があります！」という早期健全化基準が設定されています。

もしも、この基準をオーバーすると、健全化計画等を策定して財政を自主的に改善していかなければなりません。

結果

令和6年度決算に基づく結果は次のとおりです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
指標の概要	一般会計と訪問看護事業特別会計の赤字の比率で、財政運営の悪化の度合いを示します。	全ての会計の赤字の比率で、町全体としての財政運営の悪化の度合いを示します。	借入金の返済に充てるための経費の大きさを表し、資金繰りの危険度を示します。	将来にわたって負担する借入金等の残高を表し、今後の財政を圧迫する可能性を示します。	簡易水道事業会計、下水道事業事業会計の資金不足の比率で、経営状況の深刻度を示します。
早期健全化基準	15. 00%	20. 00%	25. 0%	350. 0%	20. 00%
R6年度	— (黒字)	— (黒字)	10. 1%	—	— (黒字)
R5年度	— (黒字)	— (黒字)	9. 1%	—	— (黒字)

※全国自治体の結果等は総務省ホームページをご覧ください。
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>